

## 亀岡市とBRITA Japan株式会社との包括連携に関する協定書

亀岡市（以下「甲」という。）とBRITA Japan 株式会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携の強化を図ることで、「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」の具現化に向けた取組みを推進するために、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に密接な連携を図り、パートナーシップを構築することにより、使い捨てプラスチックごみゼロを推進し、自然環境の保全と地域経済の活性化に一体的に取り組む世界に誇れる環境先進都市の実現を目指すことを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前述の目的を達成するために、次の事項について連携し協力する。

- (1) 甲が発信する使い捨てプラスチックごみゼロに関すること。
- (2) マイボトルの普及等によるペットボトル等の削減に関すること。
- (3) 甲の水道水及び乙の浄水ボトルの利用促進を図り、環境、経済の両面から負荷を軽減する新しい生活習慣の提案に関すること。
- (4) その他、世界に誇れる環境先進都市の実現を目指す取組みに関すること。

### （協定内容の変更）

第3条 甲乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、甲又は乙が当該有効期間が満了する日の1ヵ月前までに、相手方に対して更新をしない旨の通知又は条件を変更しなければ更新をしない旨の通知をしなかったときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

### （疑義等の決定）

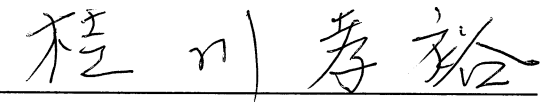
第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年 6月30日

甲 京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市長



乙 東京都中央区銀座3-15-10  
菱進銀座イーストミラービル 7F

BRITA Japan 株式会社

代表取締役社長

